

医者につれて行って手当してなりました。

3、親爺が杉の皮を鉋でむいていた時、私が丁度木の下を通ったとたん木の枝が落ちて前額部に切りきずを受けた。この時は近くの獣医のところまで連れて行ってヨードホルムを撒布してもらった。

4、夕方角力をとって圧肩関節脱臼した時は丁度偶然巡邏中の川上巡査と親爺とで整復してくれた。

こんなことを覚えていましたので、中学入学試験の時に口頭試問でついお前は将来何になるかときかれ、三宅光華先生に医者になりますと答えた次第です。三宅先生は後年関西大学教授をされた方でした。

The Rotary Foundation
of Rotary International
1600 Ridge Avenue
Evanston, Illinois 60201, U.S.A.



The above sticker may be affixed by its gummed back to the percentage certificate previously sent to your club.

Congratulations to your club on becoming a

400% ROTARY
FOUNDATION CLUB

The attached recognition is sent with the sincere gratitude of the trustees of The Rotary Foundation to all your members for their increasingly substantial share in the success and progress of the programs of the Foundation.

●出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率(%)
47. 4. 26	53名	39名	14名		
47. 4. 19	53名	42名	11名	10名	98.11%
在函クラブ	(4/13) 函館R.C. 90.48%	(4/18) 函館東R.C. 96.59%	(4/14) 函館五稜郭R.C. 100%		

次回例会日 5月17日

プログラム 「顔」 西巻 秀樹 会員

(椎谷竜彦会報委員)

The Weekly Report of Hakodate North R.C.

事務所
函館市若松町15-7拓銀ビル9階
ロータリー合同事務所
☎. (0138) 23-3870



例会場 函館市若松町拓銀ビル7階
五島軒駅前支店
例会日 毎週水曜日 12:30-13:30

1972. 5. 17

1971~1972 第43号

第398回例会



深瀬鴻一郎 会員

Good will begins with you 善意は先ずあなたから (ブライトホルツR.I. 会長指針)

本日のプログラム

「顔」 西巻 秀樹 会員

第397回例会記録

- 司会 船矢健喜智 会長
- 斉唱 君が代・奉仕の理想
- ビクター 陸前高田R.C. 白井 義男君 (流網漁業)
- 清水R.C. 森安 広君 (漁業)
- 小橋南R.C. 小松 清君 (保存食料品製造)
- 函館R.C. 四倉 太郎君 他9名
- 函館東R.C. 吉川 正直君 他6名
- 函館(五)R.C. 関 勝吉君

●会長報告

新設の亀田クラブへの移籍予定者は現在のところ6名ですが、目標は10名です。本日は鈴木特別代表も出席して居られ、要望も御座いましたので、会員皆様の一層の努

力をお願い申し上げます。

●幹事報告

- 1、本日例会終了後理事会を開きますので、理事の方はお残り下さい。
- 2、5月21日行なわれます松前でのインターシテゼネラルフォーラム出席者の方は、懇親会費を事務局員が集めておりますのでよろしく。
- 3、他クラブより例会場及び事務所変更が来て居ります。
 - A、札幌東R.C. 5月18日の例会は夜間例会、18時からに変更。
 - B、東京神田R.C. 5月1日より事務所を下記に変更
新事務所～東京都千代田区九段南1～6～17
千代田会館8F
post No.102 TEL (03) 263～3007・3008

●ニコニコボックス

- 1、誕生祝 本間(利) 佐藤会員おめでとうございます。
- 2、入会記念 川筋会員
- 3、結婚記念 本間(利)、本間(隆)、山田、青柳、山崎、佐藤会員おめでとうございます
- 4、宮崎会員 ドクターズゴルフ・Bクラス優勝(プレーオフにて)
- 5、成田会員 樽函ドクターズゴルフ・Bクラス優勝
- 6、吉井会員 委員長コール杯(大沼コース)・Bクラス優勝
- 7、俣野会員 函館市医師会内科会顧問就任を記念して。

●卓話

◎預金(勤労者の財産づくり)制度について 山崎 尚会員

この制度は昨年通常国会において立法化(勤労者財産形成促進法)されたばかりのものでありまして、当北クラブの会員の皆様の中には、各会社の経営にたずさわっておられる方々も多数おられることでもあり、又中央におきましてもこのことについての関心が最近非常に高くなっておりまして、あえて採り上げた次第であります。

1、制度の狙い

さてこれはどういうものかと云いますと、一口で云えば「財産形成」というのは「財産づくり」と云ってもよいと思いますが、国が事業主や金融機関等の協力を求めて、勤労者の財産づくり、即ち、例えば預貯金をするとか、金銭信託をするとか、或は有価証券を取得するとか、自分の住宅を作るとかそういった形で財産を殖やして行くことについて税制上或は財政上いろいろな形で援助することによって、これを促進しようというものであります。

このような政策は、近年ヨーロッパを中心として展開されて来ており、西ドイツにおいては、1961年に本制度が創設されて以来10年間で実に1,200万人、又フランスにおいても1967年以来300万人の夫々利用者が出ていて聞いております。日本におきましても世界中3位という経済大国に成長したことであり、又勤労者の生計にも大分ゆとりが出て参りましたので、今後は国が社会保障制度の拡充と併せて個人資産の充実という面迄目を向けて行こうというのがこの制度の狙いでもあります。

2、制度の仕組み

しからば次のこの制度の内容はどういう仕組みから成り立っているかと云いますと、勤労者の「貯蓄の奨励」と「持家制度の推進」の2つの柱から成り立っております。第一の「貯蓄の奨励」につきましては、勤労者が金融機関等と契約をして3年以上の期間にわたって定期的につまり、毎月とか或はボーナス時期とか決った時期に貸金から天引の方法によって事業主を通じて、預貯金をする或いは金銭の信託をする或いは有価証券を購入する。そして少くとも1年間預貯金の払出しや証券の譲渡を行なわないという云わば職場で行なう貯蓄のことであります。

従いまして、この勤労者、財産形成貯蓄契約は事業主による貸金控除払込代行が不可

欠の要件となっております。なお、この内容につきましては、若干敷衍して申し上げますと、定期的払いこむ金額につきましては、定額である必要はありません。又、何円以上と云う下限が定められているわけでもありません。又、この法律で定められている勤労者とは職業の種類を問わず事業主に雇用されている者であれば誰でも差支なく、一般の会社の代表権を持たない重役さんの場合でもここで云う勤労者の中に入れて考えられておりますが、代表権のある社長さん方や、ご自分で農業や漁業をやっておられる営業主の方は残念ながら対象となっております。従いまして、従業員が一人の組合であってもこの制度の利用は出来るわけでありまして、更にこの貯蓄の目的が若い人の旅行資金や結婚資金であっても一向に差支えないわけでありまして、これから申し上げる持家のための資金に限られているわけではありません。

唯家を持つ場合には、この貯蓄をしていると事業主から有利な分譲を受けることが出来ること云うメリットがあることをご認識戴けば結構かと存じます。それでは次に第二の「持家制度の推進」について申し上げますと、只今申し上げた金融機関等に集められた勤労者の貯蓄の一部を雇用促進事業団が債券を発行する等の方法によりまして、勤労者の持家建設のために融資する資金として調達し、これを財源として雇用促進事業団が事業主等に建設費を融資し勤労者はその事業主等から持家の分譲を受けるという仕組みのものであります。

この仕組みについて、もう少し詳しく説明致しますと、雇用促進事業団からの貸付業務につきましては明年度から開始される予定になっておりますので、具体的細目が未だ決まっていますが、住宅金融公庫及び両委託金融機関を通じて行なわれる事がなろうかと思われまます。融資の対象先は事業主及び事業主の団体並びに日本勤労者住宅協会に限られており、勤労者個人は対象となっておりますのでお含み頂きたいと思います。又、融資の条件としては年福社事業団或は住宅金融公庫が現在行なっている条件つまり、利率については中小企業の場合6.5%、大企業の場合7.0%又、貸出限度額については、中小企業の場合標準建設費の90%、大企業では70%返済期限は木造で18年、耐火構造で30年ということ参考として今後決められる見通しになっております。

このように非常に安い利率で融資を受けられることとなりますので、次の財源を調達するに当たっての借入れ利率との関係では逆ザヤとなりますのでこれについては国が雇用促進事業団に対して出資を行なうことにより援助措置をとることとなっております。更にこの持家制度の特色として建設した住宅については事業主側において勤労者の負担を軽減する措置を講じなければならない建前になっておりますが、大風のところ次の何れかの方法をとらなければならないことになろうかと思われまます。

即ち、第1には住宅建設費の3%に相当する額以上の金額を分譲価格から割引くこと第2には、勤労者の返済金のうち雇用促進事業団に返済すべき額の利息部分について中小企業では13分の1、大企業では7分の1以上夫々10年以上の期間にわたって利子補給すること。これは先程申し上げた借入利率で考えますと、中小企業は0.5%、大企業は1%に相当する場分は事業主負担となり、その結果勤労者は6%の負担に相当する計算になる訳です。第3番目には分譲価格から事業団借入額を差引いた額の一部(50%以上と解されている)については事業主が10年以上の期間にわたって年利7.5%以下の金利で勤労者に貸付けること。第4番目には、勤労者が当該分譲住宅を取得する為金融機関等から借入した場合その借入年利率から7.5%を引いた分以上を10年以上の期間にわたって利子補給すること。つまり、勤労者の負担分を7.5%で抑えようという趣旨のものであります。

以上の通りであります。これに伴う事業主の支出分は税法上損金処理を認められており、又反対に勤労者の受ける経済的利益に対しては、所得税がかからない建前になっております。なお、この住宅建設資金の中には建物の新築に要する資金の外、所謂建売住宅の購入資金や住宅の建設に充てられる土地の購入資金も含まれますが、既存の住宅

の増改築関係の資金は対象になっておりませんのでお含み願いたいと思います。

3. 制度の特典

それでは最後にこの制度を利用する特典は何かという点について若干申し上げたいと思います。まず事業主側のメリットとして考えられることは、第1には堅実で安定した社風をつくることに役立つことと思います。つまりこの制度は給料からの天引き貯蓄を条件としていますので着実にお金がたまって行く土台作りをすることになり、これが従業員の方に心のゆとりや蓄財の気風が生まれ、ひいては堅実で安定した社風を作ることに結びついて行くものと思われまます。

第2には従業員の定着他に効果があると考えられます。即ち現在の勤労者の最大の関心事は持家の取得であります。この制度を活用して社内の持家制度を充実させれば従業員の定着化や新規採用の面で十分効果があると思われまます。

第3には、従業員の財産づくり、家づくりを援助することによってその企業への信頼感や労使関係が益々確固たるものになってくるものと思われまます。

次に従業員の方のメリットとして考えられることについて申し上げますと、第1には現在所謂④制度と云うのがありまして、一人の預金額が150万円迄、その利息に対して税金がかからないことになっておりますが、これを別枠で一人更に100万円迄が同様の扱を税法上認められることとなっております。従いまして合せて合計250万円迄利息無税扱となるわけでありまます。第2に今迄のご説明でお分り戴いた通り、事業主等から有利な条件で住宅分譲が受けられる資格を持つと云うことがメリットとして考えられまます

◎出席報告

	会員数	出席人数	欠席人数	他クラブ出席人数	出席率(%)
47. 5. 10	53名	38名			
47. 4. 26	53名	39名	14名	10名	92.45%
在函クラブ	4/20 函館R.C. 89.52%	4/25 函館東R.C. 98.86%	4/21 函館五稜郭R.C. 100%		

次回例会日 5月24日

プログラム「題未定」小村 修平会員

(吉井政嗣会報委員)

The Weekly Report of Hakodate North R.C.

事務所 函館市若松町15-7拓銀ビル9階
ロータリー合同事務所
☎. (0138) 23-3870

例会場 函館市若松町拓銀ビル7階
五島軒駅前支店
例会日 毎週水曜日 12:30-13:30



1972. 5. 24

第399回例会

1971~1972 第44号



深瀬鴻一郎会員

Good will begins with you 善意は先ずあなたから (ブライツホルツR.I. 会長指針)

本日のプログラム

「雑感」 函館地方裁判所
判事 豎山真一氏

第398回例会記録

- ◎司会 船矢健喜智会長
- ◎ビクター 東京小石川R.C. 早川 政名君 (弁理士)
- 川崎R.C. 本間 泰治君
- 森 R.C. 谷 義一君 (電気工事)
- 函館R.C. 竹田 留活君 他13名
- 函館東R.C. 吉村 昭二君 他6名
- 函館五R.C. 高草 禮介君 他6名
- ◎斉唱 手に手つないで

◎会長報告

本間利雄会員が塩釜R.C. よりバナーをいただいてまいりました。
次に新入会員の竹内寿五郎君、山崎幸三君、山野幸君を御紹介致します。